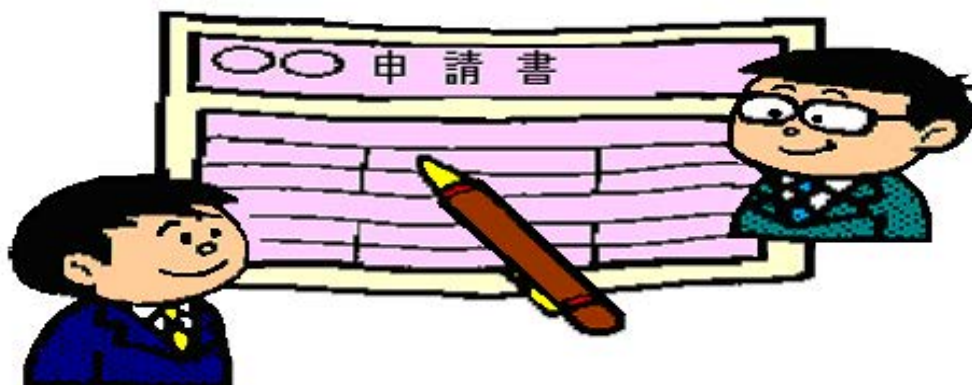


# 使用済自動車に係る 自動車重量税還付申請書の 記載の手引



還付申請は、解体を事由とする永久抹消登録申請又は解体届出の申請と同時に行います。このため、還付申請は、永久抹消登録申請書や解体届出書の様式の中に還付を受けるために必要な事項を記載して申請することとなります。

平成28年1月以後提出する自動車重量税還付申請書については、申請者の「マイナンバー（個人番号）又は法人番号」の記入が必要となりました。

また、マイナンバー（個人番号）を記入した申請書を提出する際は、本人確認が必要となります。詳しくは、21ページをご覧ください。

|     |                              |        |
|-----|------------------------------|--------|
| 1   | 還付申請の際に必要な書類等について            | 1 ページ  |
| 2   | 還付申請書の提出先について                | 2 ページ  |
| 3   | 還付申請書の具体的な記入例                |        |
| (1) | 登録自動車の場合                     |        |
| ①   | 所有者本人が還付申請する場合               |        |
| イ   | 所有者が個人の場合                    | 3 ページ  |
| ロ   | 所有者が法人の場合                    | 4 ページ  |
| ②   | 代理人が還付申請手続を行う場合              | 5 ページ  |
| ③   | 代理人が還付金を受領する場合               | 6 ページ  |
| ④   | 共同所有者が還付申請する場合               | 7 ページ  |
| ⑤   | 委任状の記入例                      | 9 ページ  |
| (2) | 軽自動車の場合                      |        |
| ①   | 所有者本人が還付申請する場合               |        |
| イ   | 所有者が個人の場合                    | 10 ページ |
| ロ   | 所有者が法人の場合                    | 11 ページ |
| ②   | 代理人が還付申請手続を行う場合              | 12 ページ |
| ③   | 代理人が還付金を受領する場合               | 13 ページ |
| ④   | 共同所有者が還付申請する場合               | 14 ページ |
| ⑤   | 申請依頼書及び委任状の記入例               | 16 ページ |
| (3) | 共通                           |        |
| ①   | 還付申請書のOCR読取箇所に氏名などが記入しきれない場合 | 17 ページ |
| ②   | 住所や所在地等が住所コード表に無い場合          | 18 ページ |
| ③   | 郵便局窓口で還付金の受取りを希望する場合         | 19 ページ |
| ④   | 郵便貯金の口座へ還付金の振込みを希望する場合       | 19 ページ |
| ⑤   | 交付される自動車重量税還付申請書付表1について      | 20 ページ |
| ⑥   | 番号制度に係る自動車重量税還付申請書の提出について    | 21 ページ |
| ⑦   | お問い合わせ先について                  | 22 ページ |

## 1 還付申請の際に必要な書類等について

### ① 自動車重量税還付申請書（OCRシート）

登録自動車の場合：第3号様式の3 軽自動車の場合：軽第4号様式の3

#### 《 登録自動車の永久抹消登録申請と同時申請 》

還付申請書に所有者の実印を押印し、その実印の印鑑証明書（発行後3ヵ月以内のもの）を併せて提出することとなります。

#### 《 軽自動車の自動車検査証の返納を伴う解体届出と同時申請 》

還付申請書に所有者及び使用者の押印（法人の場合は代表者の押印）が必要となります。

#### 《 上記以外（※）の申請 》

還付申請書に所有者の押印（法人の場合は代表者の押印）が必要となります。

※ 「一時抹消登録をしている登録自動車」や「自動車検査証を返納している軽自動車」の解体届出と同時申請する場合。

### ② 自動車重量税還付申請書 付表1

還付申請書付表1は、あらかじめ記載して提出する書類ではありません。還付申請書を提出することによって、受付窓口において交付される書類です。

（交付される自動車重量税還付申請書付表1：20ページ）

### ③ 自動車重量税還付申請書 付表2

- ・ 還付申請書のOCR読取箇所の記入可能文字数を超える氏名又は名称などである場合に提出することとなります。
- ・ 住所又は所在地などが申請場所に備え付けてあるコード表に該当しない場合に提出することとなります。

（記載要領：17ページ及び18ページ）

### ④ 自動車重量税還付申請書 付表3

共同所有している自動車の還付申請をする場合に提出することとなります。

（記載要領：登録自動車8ページ、軽自動車15ページ）

### ⑤ 代理申請に係る委任状（軽自動車は申請依頼書）

所有者本人以外が還付申請手続きをする場合に提出することとなります。

また、還付申請書に代理人の押印が必要となります。  
（記載要領：登録自動車9ページ、軽自動車16ページ）

### ⑥ 代理受領に係る委任状

所有者本人以外が還付金を受け取る場合に提出することとなります。

また、委任状は、委任者（所有者本人）による自署及び押印が必要となります。  
（記載要領：登録自動車9ページ、軽自動車16ページ）

### ⑦ 本人確認書類

個人の方が個人番号を記載した申請書を提出する場合に必要となります。

（必要な書類等については、21ページをご参照ください。）

(参考) 永久抹消登録申請等に必要な書類等 (一般的な例)

| 区 分   | 手 続                            | 必要となる書類等   |
|-------|--------------------------------|--|
| 登録自動車 | 永久抹消登録申請と同時申請の場合               | <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車検査証</li> <li>ナンバープレート前後2枚</li> </ul>   |
|       | 一時抹消登録をしている登録自動車の解体届出と同時申請の場合  | 一時抹消登録証明書<br>※ 一時抹消登録証明書(一時抹消登録証明書の交付を受けた後に所有者の変更等が行われているときは自動車登録ファイル)に記載されている所有者と異なる場合は「譲渡証明書」及び「現在の所有者の住民票(発行後3ヵ月以内のもの)」が必要となります。        |
| 軽自動車  | 自動車検査証の返納を伴う解体届出と同時申請の場合       | <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車検査証</li> <li>ナンバープレート前後2枚</li> </ul>   |
|       | 自動車検査証を返納している軽自動車の解体届出と同時申請の場合 | 自動車検査証返納証明書<br>※ 自動車検査証返納証明書(自動車検査証返納証明書の交付を受けた後に所有者の変更等が行われているときは軽自動車検査ファイル)に記載されている所有者と異なる場合は「譲渡証明書」及び「現在の所有者の住民票(発行後3ヵ月以内のもの)」が必要となります。 |

※ 詳しくは最寄りの運輸支局及び自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会にお問い合わせください。

## 2 還付申請書の提出先について

還付申請書の様式は、解体を事由とする永久抹消登録申請書又は解体届出書と一体となっています。

還付申請書は、引取業者から使用済自動車が解体された旨の連絡を受けた後、**永久抹消登録申請又は解体届出の届出と同時に運輸支局等に提出します。**

提出された還付申請書は、運輸支局等における所要の手続が完了した後に、所轄税務署に引き継がれ、税務署においては、還付金の支払いを適正に行うための申請書の審査など所要の手続を的確に行います。そのため、還付申請書が運輸支局等に提出されてから、所轄税務署長により還付金が支払われるまでにおおむね**2か月半程度**かかることをご理解願います。

| 区 分   | 道路運送車両法の手続                           | 還付申請書提出先                            |
|-------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 登録自動車 | 永久抹消登録申請<br>(一時抹消登録をしていない自動車)        | 登録自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所 |
|       | 解体届出<br>(一時抹消登録済みの自動車)               | 最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所                |
| 軽自動車  | 自動車検査証の返納を伴う解体届出<br>(車検証を返納していない自動車) | 軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会の事務所      |
|       | 解体届出<br>(車検証を返納済みの自動車)               | 最寄りの軽自動車検査協会の事務所                    |

※ 「輸出抹消の場合」や「車検残存期間が1ヵ月に満たない場合」は、還付を受けることができませんのでご注意ください。

※ 自動車重量税還付申請書の記載内容に誤り等がある場合には、還付金の支払いが遅れる場合や、還付できない場合がありますので、必ず記載内容をご確認ください。



**【登録自動車の場合】①-ロ 所有者本人が還付申請する場合（所有者が法人の場合）の記入例**

|  |   |
|--|---|
| <b>A 使用済自動車</b>  | <b>C 振込先口座</b>  |
| 自動車登録番号: 品川57る1234<br>車台番号: AB1-1234567<br>移動報告番号: 123456789123                        | 金融機関名称: 甲乙銀行<br>支店名: 虎ノ門支店<br>口座種類: 普通預金<br>口座番号: 1234567 |
| <b>B 使用済自動車の所有者</b>  |   |
| 氏名: 国税商事株式会社 代表者 国税 太郎<br>所在地: 東京都千代田区霞が関2-1-3<br>郵便番号: 100-2222<br>電話番号: 03-1111-2222 |   |

法人の場合は「2」を記入してください。

該当する項目の口にレを記入してください。以下は永久抹消登録申請の場合の例示です。

第3号様式の3

永久抹消登録申請書   
  解体届出書   
 自動車重量税還付申請書

①業務種別 ⑨出張 ⑩処理 ⑪制限解除 ⑫重量税還付申請書 ⑬自動車登録番号 **品川** ⑭車台番号 **57る1234** ⑮移動報告番号 **123456789123**

⑯氏名又は名称 (法人の場合、総称名と名称の間は1マスあけて記入して下さい) **2** **コクゼイシヨウジ カブシキカイシャ**  
**国税商事株式会社**

⑰住所 **130010073** **2** **1-3**

⑱郵便番号 **100-2222** ⑲電話番号 **03-1111-2222** ⑳代理受領者有無区分 **1** ㉑共同所有者区分 **1** ㉒申請者所有者コード

㉓金融機関名称 **甲乙** ㉔金融機関種別 **1** ㉕支店種別 **2** ㉖口座番号又は記号番号 **1234567** ㉗口座種類 **1** ㉘個人番号又は法人番号 **1234567890123**

㉙氏名又は名称 (法人の場合、総称名と名称の間は1マスあけて記入して下さい) **代表者印**  
 申請人・届出人 (所有者) 氏名又は名称 **国税商事株式会社 代表者 国税 太郎**  
 住所 **東京都千代田区霞が関2-1-3**

申請代理人 氏名 **代表者印**  
 住所 **東京都千代田区霞が関2-1-3**  
 代理受領者 氏名又は名称

解体報告記録がなされた年月日 **平成28年 3月31日**

運輸支局長 殿  
 運輸監理部長 殿  
 税務署長 殿  
 平成28年 4月 1日

還付を受けようとする金額  
 自動車重量税還付申請書付表1のとおり

**《記入について》**

- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
- ※ OCR 読取箇所（上記の□□部分）の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
- ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
- ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
- ※ 住所は、必ず登記上の本店所在地を記入してください。
- ※ OCR 読取箇所の住所は、運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている住所コードブックにより、該当するコードを記入してください。
- ※ 個人番号又は法人番号は、申請者の法人番号を記入してください。
- ※ 振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。



【登録自動車の場合】③ 代理人が還付金を受領する場合の記入例

|  |  |
|--|--|
| <b>A 使用済自動車</b>  | <b>C 振込先口座</b>   |
| 自動車登録番号: 品川57る1234<br>車台番号: AB1-1234567<br>移動報告番号: 123456789123              | 金融機関名称: ABC銀行<br>支店名: 西新橋支店<br>口座種類: 普通預金<br>口座番号: 1234567             |
| <b>B 使用済自動車の所有者</b>  | <b>D 代理受領者</b>   |
| 氏名: 国税 太郎<br>住所: 東京都千代田区霞が関3-1-1-101<br>郵便番号: 100-1111<br>電話番号: 03-1111-1111 | 氏名: 代理 二郎<br>住所: 東京都港区虎ノ門2-2-2<br>郵便番号: 105-4444<br>電話番号: 03-1111-4444 |

個人の場合は「1」を記入してください。

該当する項目の口にしを記入してください。以下は永久抹消登録申請の場合の例示です。

■ 永久抹消登録申請書 □ 解体届出書 自動車重量税還付申請書 第3号様式の3

①業務種別 ⑨出張 ⑩処理 ⑪制限解除 ⑫重量税の有無 ⑬自動車登録番号 ⑭車台番号

1 3 5 0 品川 57 る 1234 1234567

自動車重量税還付申請欄(自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入して下さい) ⑮移動報告番号 123456789123

⑯氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の間は1マスあけて記入して下さい)  
1 個人 2 法人  
1 コクゼイ タロウ  
漢字で記入して下さい(氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入、濁点・半濁点は同一マス目に「ガ」「バ」と記入)

⑰住所 住所コードで記入して下さい (番、号、番地、棟番号等)  
1 3 0 0 1 0 0 7 3 3 1 - 1 - 1 0 1  
(都道府県市区部コード 町村コード 小字コード 丁目 番コード記入時は半角カタカナで記入)

⑱郵便番号 ⑲電話番号 (市外局番、市内局番、加入者番号を空欄で記入) ⑳代理受領者有無区分 ㉑共同所有者区分 ㉒申請者所有者コード  
100 1111 03 1111 1111 1 代理受領者なし 共同所有者 申請者所有者

㉓支店名 (右の支店種別に該当がない場合は、支店種別を「9」その他とし、支店名欄に種別まで記入)  
A B C  
西新橋

㉔口座番号又は記号番号 ㉕口座種類 ㉖個人番号又は法人番号  
1234567 1 普通預金 3 納税準備預金 5 別荘預金 9 その他  
9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8

㉗氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の間は1マスあけて記入して下さい)  
フリガナを記入して下さい(カタカナで記入、氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入、濁点・半濁点は同一マス目に「ガ」「バ」と記入)  
ダイリ ジロウ  
漢字で記入して下さい(氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入、濁点・半濁点は同一マス目に「ガ」「バ」と記入)

㉙住所 住所コードで記入して下さい (番、号、番地、棟番号等)  
1 3 0 0 3 0 7 0 7 2 2 - 2  
(都道府県市区部コード 町村コード 小字コード 丁目 番コード記入時は半角カタカナで記入)

㉚郵便番号 ㉛電話番号 (市外局番、市内局番、加入者番号を空欄で記入) ㉜登録識別情報  
105 4444 03 1111 4444

申請人・届出人 (所有者) 氏名又は名称 住所  
国税 太郎 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

申請代理人 氏名 住所  
代理 二郎 東京都港区虎ノ門2-2-2

印 運輸支局長 殿 運輸監理部長 殿 税務署長 殿 平成28年4月1日

還付を受けようとする金額  
自動車重量税還付申請書付表1のとおり

解体報告記録がなされた年月日 平成28年 3月31日

永久抹消登録申請の場合は実印になります。

《記入について》

- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
- ※ OCR 読取箇所 (上記の□□部分) の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
- ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
- ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
- ※ 住所は、必ず住民票の現住所を記入してください。
- ※ OCR 読取箇所の住所は、運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている住所コードブックにより、該当するコードを記入してください。
- ※ 個人番号又は法人番号は、申請者のマイナンバー (個人番号) を記入してください。
- ※ 振込先口座は、代理受領者名義の口座となります。
- ※ 代理人が還付金を受領する場合は、申請者 (所有者) が自署及び押印した代理受領用の委任状の提出が必要です (9 ページ参照)。



【登録自動車の場合】④ 共同所有者が還付申請する場合の記入例

|   |   |  |
|---|---|--|
| <b>A 使用済自動車</b>   | <b>C1 振込先口座</b>   | <b>C2 振込先口座</b>  |
| 自動車登録番号: 品川57る1234<br>車台番号: AB1-1234567<br>移動報告番号: 123456789123             | 名義人【国税太郎】<br>金融機関名称: 甲乙銀行<br>支店名: 虎ノ門支店<br>口座種類: 普通預金<br>口座番号: 1234567      | 名義人【国税花子】<br>金融機関名称: 乙丙銀行<br>支店名: 霞が関支店<br>口座種類: 普通預金<br>口座番号: 7654321 |
| <b>B 使用済自動車の所有者(代表者)</b>  | <b>D 共同所有者</b>  |  |
| 氏名: 国税太郎<br>住所: 東京都千代田区霞が関3-1-1-101<br>郵便番号: 100-1111<br>電話番号: 03-1111-1111 | 氏名: 国税花子<br>住所: 東京都千代田区霞が関3-1-1-101<br>郵便番号: 100-1111<br>電話番号: 03-1111-1111 |  |

個人の場合は「1」を記入してください。

該当する項目の口にレを記入してください。以下は永久抹消登録申請の場合の例示です。

《記入について》

- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
- ※ OCR 読取箇所(上記の□□部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
- ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
- ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
- ※ 住所は、必ず住民票の現住所を記入してください。
- ※ OCR 読取箇所の住所は、運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている住所コードブックにより、該当するコードを記入してください。
- ※ 個人番号又は法人番号は、申請者のマイナンバー(個人番号)を記入してください。
- ※ 共同所有者のいずれか一人を代表として還付申請書に記入し、次ページの付表3には還付申請書に記入した者の「共同所有者に関する事項」までを記入し、他の共同所有者について記入します。
- ※ 振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

### 自動車重量税還付申請書 付表3

平成28年 4月1日

|              |   |                            |                         |                 |                 |
|--------------|---|----------------------------|-------------------------|-----------------|-----------------|
| 共同所有者に関する事項  | 住所                                      | 東京都千代田区霞が関<br>3-1-1-101    | 東京都千代田区霞が関<br>3-1-1-101 |                 |                 |
|              | 氏名又は名称及び代表者氏名                           | 国税 太郎 ㊞                    | 国税 花子 ㊞                 |                 |                 |
|              | 電話番号                                    | 03-1111-1111               | 03-1111-1111            |                 |                 |
|              | 受領割合<br>(分数表記)                          | $\frac{1}{2}$              | $\frac{1}{2}$           |                 |                 |
|              | 共同所有者のマイナンバー(個人番号)又は法人番号は、こちらへ記入してください。 | (共同所有の場合用)<br>123456789012 |                         |                 |                 |
| 還付される税金の受取場所 | 銀行名等                                    | 預金庫・組合<br>農協・漁協            | 乙西<br>預金庫・組合<br>農協・漁協   | 預金庫・組合<br>農協・漁協 | 預金庫・組合<br>農協・漁協 |
|              | 支店名等                                    | 本店・支店<br>本所・支所             | 霞が関<br>本店・支店<br>本所・支所   | 本店・支店<br>本所・支所  | 本店・支店<br>本所・支所  |
|              | 預金の種類                                   | 預金                         | 普通<br>預金                | 預金              | 預金              |
|              | 口座番号                                    |                            | 7654321                 |                 |                 |
|              | 郵便貯金の<br>記号番号                           | -                          | -                       | -               | -               |
|              | 郵便局名                                    | 郵便局                        | 郵便局                     | 郵便局             | 郵便局             |
|              | その他の場合                                  |                            |                         |                 |                 |

注意 1 この付表は、共同所有している自動車に係る還付申請の場合に必要な事項を記載の上、申請書と一緒に提出してください。  
 2 還付金の受領権限を委任する場合は、「共同所有者に関する事項」までを記載し、別途、還付金の受領権限を委任する旨の委任状を添付してください。  
 3 還付される税金の受取に当たって、銀行等の預金口座に振込みを希望する場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、郵便貯金の口座への振込みを希望する場合は、郵便貯金口座の記号番号を、郵便局窓口での受け取りを希望する場合は受け取りに便利な郵便局名を記載してください。

※整理欄 照会番号

※整理欄については記入不要です。

**【登録自動車の場合】⑤ 委任状の記入例**

《代理人が還付申請手続を行う場合に必要となる委任状》

委 任 状

受任者 氏名 **申請 一郎**  
住所 **東京都港区虎ノ門1-1-1**

上記の者に下記自動車の { 1. 永久抹消登録申請  
②. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請  
3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請 } に関する権限を委任する。

| 自動車登録番号    | 車台番号        |
|------------|-------------|
| 品川 57る1234 | AB1-1234567 |

平成28年 4月 1日

委任者(使用済自動車の所有者)  
(フリガナ)  永久抹消登録申請の場合は実印になります。

氏名又は名称 国税 太郎 国税

住 所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

《代理人が還付金を受領する場合に必要な委任状》

委 任 状

受任者 氏名 **代理 二郎**  
住所 **東京都港区虎ノ門2-2-2**

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

| 自動車登録番号    | 車台番号        |
|------------|-------------|
| 品川 57る1234 | AB1-1234567 |

平成28年 4月 1日

委任者(使用済自動車の所有者)  
(フリガナ)

氏名又は名称 国税 太郎 国税印

住 所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

還付金の受領権限の委任状は、必ず使用済自動車の所有者の方が手書きで記入してください。全文をワープロなどで作成されたものは、還付金の受領権限の委任状として認められませんのでご注意ください。

御 ① 委任状は、委任者が自署・押印してください。  
注 ② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び  
意 地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

【軽自動車の場合】①-イ 所有者本人が還付申請する場合（所有者が個人の場合）の記入例

|  |   |
|--|---|
| <b>A 使用済自動車</b>  | <b>C 振込先口座</b>  |
| 車両番号：品川50あ1234<br>車台番号：XY1-1234567<br>移動報告番号：123456789123                | 金融機関名称：甲乙銀行<br>支店名：虎ノ門支店<br>口座種類：普通預金<br>口座番号：1234567 |
| <b>B 使用済自動車の所有者</b>  |   |
| 氏名：国税 太郎<br>住所：東京都千代田区霞が関3-1-1-101<br>郵便番号：100-1111<br>電話番号：03-1111-1111 |   |

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は□にレを記入してください。以下は自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合の例示です。

軽第4号様式の3

自動車検査証返納届出書     解体届出書     重量税還付申請書

①業務種別  ②処理  ③例外  ④制限解除  ⑤返納  ⑥重量税還付申請  ⑦移動報告番号

0080    7    123456789123

⑧車台番号 品川 50 あ 1234    ⑨車台番号 1234567

⑩氏名又は名称 コクゼイ タロウ    ⑪住所 130010073 3 1-1-101    ⑫電話番号 1001111 1111

⑬支店名 甲乙    ⑭支店番号 1234567    ⑮個人番号又は法人番号 987654321098

⑯氏名又は名称 国税 太郎    ⑰住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

⑱氏名又は名称 国税 太郎    ⑲住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

⑳代理受領者 国税 太郎    ㉑住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

㉒氏名又は名称 国税 太郎    ㉓住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

㉔氏名又は名称 国税 太郎    ㉕住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

㉖氏名又は名称 国税 太郎    ㉗住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

㉘氏名又は名称 国税 太郎    ㉙住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

㉚氏名又は名称 国税 太郎    ㉛住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

㉜氏名又は名称 国税 太郎    ㉝住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

㉞氏名又は名称 国税 太郎    ㉟住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

㊱氏名又は名称 国税 太郎    ㊲住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

㊳氏名又は名称 国税 太郎    ㊴住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

㊵氏名又は名称 国税 太郎    ㊶住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

㊷氏名又は名称 国税 太郎    ㊸住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

㊹氏名又は名称 国税 太郎    ㊺住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

㊻氏名又は名称 国税 太郎    ㊼住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

㊽氏名又は名称 国税 太郎    ㊾住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

㊿氏名又は名称 国税 太郎    住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

解体報告記録がなされた年月日 平成28年3月31日    還付を受けようとする金額 自動車重量税還付申請書表1のとおり

軽自動車検査協会 税務署長 平成28年4月1日

個人の場合は「1」を記入してください。

還付金を所有者本人が受け取る場合は「1」を記入してください。

自動車検査証返納に伴う解体届出を行う場合、所有者と使用者が同一の者であっても両方共に記名押印してください。  
 なお、届出者（使用者）欄について、使用者は押印に代えて署名することができます。

《記入について》

- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
- ※ OCR 読取箇所（左記の□□の部分）の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
- ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
- ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
- ※ 住所は、必ず住民票の現住所を記入してください。
- ※ OCR 読取箇所の住所は、軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられているコード番号一覧表により、該当するコードを記入してください。
- ※ 個人番号又は法人番号は、申請者のマイナンバー（個人番号）を記入してください。
- ※ 振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

**【軽自動車の場合】①-ロ 所有者本人が還付申請する場合（所有者が法人の場合）の記入例**

|  |   |
|--|---|
| <b>A 使用済自動車</b>  | <b>C 振込先口座</b>  |
| 車両番号：品川50あ1234<br>車台番号：XY1-1234567<br>移動報告番号：123456789123                          | 金融機関名称：甲乙銀行<br>支店名：虎ノ門支店<br>口座種類：普通預金<br>口座番号：1234567 |
| <b>B 使用済自動車の所有者</b>  |   |
| 氏名：国税商事株式会社 代表者 国税 太郎<br>所在地：東京都千代田区霞が関2-1-3<br>郵便番号：100-2222<br>電話番号：03-1111-2222 |   |

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は口にレを記入してください。以下は自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合の例示です。

自動車検査証返納届出書 解体届出書 重量税還付申請書 軽第4号様式の3

業務種別  5再出力  61例外  62制限解除  63返納  64解除返納  65解体届出  66重量税還付申請  67なしの有無

0080  7  移動報告番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3

自動車重量税還付申請欄 (自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入して下さい)

1 車台番号 品川 50 あ 1 2 3 4 1 2 3 4 5 6 7

2 氏名又は名称  法人  個人 **コクゼイシヨウジ カブシキガイシャ**

住所 1 3 0 0 1 0 0 7 3 2 1 - 3

郵便番号 1 0 0 2 2 2 2 0 3 電話番号 0 3 1 1 1 1 2 2 2 2 代理受領者有無区分 1 1 共同所有者区分 1

支店名 甲乙 虎ノ門

口座番号又は記号番号 1 2 3 4 5 6 7

氏名又は名称 氏名又は名称 フリガナを記入して下さい。(カタカナで記入。漢字・半濁点は同一マス目に「カ」「バ」と記入。個人の場合は氏と名の間に、法人の場合は組名と名称の間に「マ」を付けて記入して下さい。)

自動車検査証返納に伴う解体届出を行う場合、所有者と使用者が同一のものであっても両方共に記名押印(法人の場合は代表者の押印)してください。なお、届出者(使用者)欄について、使用者は押印に代えて署名することができます。

届出者/申請者(所有者) 氏名又は名称 国税商事株式会社 代表者 国税 太郎 代表者印  
 届出者(使用者) 氏名又は名称 国税商事株式会社 代表者 国税 太郎 代表者印

住所 東京都千代田区霞が関2-1-3 住所 東京都千代田区霞が関2-1-3 住所

**B**  
法人の場合は「2」を記入してください。

**C**

還付金を所有者本人が受け取る場合は「1」を記入してください。

**B**

**《記入について》**

- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
- ※ OCR 読取箇所 (左記の□□の部分) の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
- ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
- ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
- ※ 住所は、必ず登記上の本店所在地を記入してください。
- ※ OCR 読取箇所の住所は、軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられているコード番号一覧表により、該当するコードを記入してください。
- ※ 個人番号又は法人番号は、申請者の法人番号を記入してください。
- ※ 振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

【軽自動車の場合】② 代理人が還付申請手続を行う場合の記入例

|   |   |
|---|---|
| <b>A 使用済自動車</b>   | <b>C 振込先口座</b>  |
| 車両番号：品川50あ1234<br>車台番号：XY1-1234567<br>移動報告番号：123456789123                 | 金融機関名称：甲乙銀行<br>支店名：虎ノ門支店<br>口座種類：普通預金<br>口座番号：1234567 |
| <b>B 使用済自動車の所有者</b>   | <b>D 申請代理人</b>  |
| 氏名：国税 太郎<br>所在地：東京都千代田区霞が関3-1-1-101<br>郵便番号：100-1111<br>電話番号：03-1111-1111 | 氏名：申請 一郎<br>住所：東京都港区虎ノ門1-1-1                          |

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は□にレを記入してください。以下は自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合の例示です。

■  自動車検査証返納届出書  解体届出書  重量税還付申請書 軽第4号様式の3

①業務種別  ②処理  ③例外  ④制限解除  ⑤返納  ⑥重量税還付申請  ⑦移動報告番号

0080 7 A

①車台番号 品川 50 あ 1234 ②車台番号 1234567

③氏名又は名称 コクゼイ タロウ 国税 太郎

④住所 130010073 3 1-1-101

⑤電話番号 100-1111 03 1111-1111

⑥代理受領者有無区分 1 代理受領なし

⑦支店名 甲乙 虎ノ門

⑧口座番号又は記号番号 1234567

⑨氏名又は名称 国税 太郎

⑩代理人 申請 一郎

⑪返納を伴う解体届出を行う場合、所有者と使用者が同一の者であっても両方共に記名押印(法人の場合は代表者の押印)してください。  
 なお、届出者(使用者)欄について、使用者は押印に代えて署名することができます。

届出者(所有者) 氏名又は名称 国税 太郎 住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

届出者(使用者) 氏名又は名称 国税 太郎 住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

申請代理人 氏名 申請 一郎 住所 東京都港区虎ノ門1-1-1

平成 28 年 3 月 31 日

軽自動車検査協会 殿 事務署長 殿 平成 28 年 4 月 1 日

《記入について》

代理人の押印が必要になります。

- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
- ※ OCR 読取箇所(左記の□□の部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
- ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
- ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
- ※ 住所は、必ず住民票の現住所を記入してください。
- ※ OCR 読取箇所の住所は、軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられているコード番号一覧表により、該当するコードを記入してください。
- ※ 個人番号又は法人番号は、申請者のマイナンバー(個人番号)を記入してください。
- ※ 振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。
- ※ 代理人が申請手続を行う場合は、申請者(所有者)と届出者(使用者)の両名が記名押印した申請依頼書が必要です(16ページ参照)。

【軽自動車の場合】③ 代理人が還付金を受領する場合の記入例

|   |  |
|---|--|
| <b>A 使用済自動車</b>   | <b>C 振込先口座</b>   |
| 車両番号：品川50あ1234<br>車台番号：XY1-1234567<br>移動報告番号：123456789123                 | 金融機関名称：ABC銀行<br>支店名：西新橋支店<br>口座番号：1234567                          |
| <b>B 使用済自動車の所有者</b>   | <b>D 代理受領者</b>   |
| 氏名：国税 太郎<br>所在地：東京都千代田区霞が関3-1-1-101<br>郵便番号：100-1111<br>電話番号：03-1111-1111 | 氏名：代理 二郎<br>住所：東京都港区虎ノ門2-2-2<br>郵便番号：105-4444<br>電話番号：03-1111-4444 |

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は口にしを記入してください。以下は自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合の例示です。

軽第4号様式の3

自動車検査証返納届出書 解体届出書 重量税還付申請書

業務種別 7 A 再出力

車重量税還付申請欄  
 品川 50 あ 1234 1234567

個人番号又は法人番号  
 1 個人 2 法人  
 コクゼイ タロウ  
 130010073 3 1-1-101  
 100-1111 03 1111-1111

支店名  
 ABC  
 西新橋

口座番号又は記号番号  
 1234567

氏名又は名称  
 ゲイリ ジロウ  
 代理 二郎

郵便番号  
 105-4444 03 1111-4444

届出者/申請者(所有者) 氏名又は名称 国税 太郎  
 住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

届出者(使用者) 氏名又は名称 国税 太郎  
 住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

申請代理人 氏名 代理 二郎  
 住所 東京都港区虎ノ門2-2-2

軽自動車検査協会 税務署長 殿  
 平成28年4月1日

自動車検査証返納に伴う解体届出を行う場合、所有者と使用者が同一の者であっても両方共に記名押印してください。  
 なお、届出者(使用者)欄について、使用者は押印に代えて署名することができます。

個人の場合は「1」を記入してください。

《記入について》

- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
- ※ OCR 読取箇所(左記の□□の部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
- ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
- ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
- ※ 住所は、必ず住民票の現住所を記入してください。
- ※ OCR 読取箇所の住所は、軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられているコード番号一覧表により、該当するコードを記入してください。
- ※ 個人番号又は法人番号は、申請者のマイナンバー(個人番号)を記入してください。
- ※ 振込先口座は、代理受領者名義の口座となります。
- ※ 代理人が還付金を受領する場合は、申請者(所有者)が自署及び押印した委任状の提出が必要です(16ページ参照)。

**【軽自動車の場合】④ 共同所有者が還付申請する場合の記入例**

|  |   |   |
|--|---|---|
| <b>A 使用済自動車</b>  | <b>C1 振込先口座</b>   | <b>C2 振込先口座</b>   |
| 車 両 番 号：品川 50 あ 1 2 3 4<br>車 台 番 号：XY 1 -1234567<br>移 動 報 告 番 号：123456789123 | 【国税太郎】<br>金融機関名称：甲乙銀行<br>支 店 名：虎ノ門支店<br>口 座 種 類：普通預金<br>口 座 番 号：1234567     | 【国税花子】<br>金融機関名称：乙丙銀行<br>支 店 名：霞が関支店<br>口 座 種 類：普通預金<br>口 座 番 号：7654321 |
| <b>B 使用済自動車の所有者（代表者）</b>   | <b>D 共 同 所 有 者</b>  |   |
| 氏 名：国税 太郎<br>住 所：東京都千代田区霞が関 3-1-1-101<br>郵便番号：100-1111<br>電話番号：03-1111-1111  | 氏 名：国税 花子<br>住 所：東京都千代田区霞が関 3-1-1-101<br>郵便番号：100-1111<br>電話番号：03-1111-1111 |   |

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は□にレを記入してください。以下は自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合の例示です。

軽第 4号様式の 3

|  |   |   |                        |
|--|---|---|------------------------|
| 0080   | 7 | A   | 移動報告番号<br>123456789123 |
| 自動車検査証返納届出書 解体届出書 重量税還付申請書   |   |   |                        |
| 自動車重量税還付申請欄<br>(自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入して下さい)  |   | 車台番号<br>品川 50 あ 1 2 3 4<br>1 2 3 4 5 6 7              |                        |
| 1 個人<br>2 法人<br>コクゼイ タロウ<br>漢字で記入して下さい。(漢字・半角漢字は同一マス目に「ガ」「ハ」と記入。個人の場合は氏と名の間に、法人の場合は組織名と名称の間に「マ」を付けて記入して下さい。) |   | 3 個人番号又は法人番号<br>9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8               |                        |
| 住所<br>1 3 0 0 1 0 0 7 3 3 1 - 1 - 1 0 1<br>(都道府県市区郡コード 町丁目コード 小字コード)   |   | 4 代理受領者<br>1 代理受領なし 1 共同所有者                           |                        |
| 郵便番号<br>1 0 0 1 1 1 1 0 3 1 1 1 1 1 1 1 1<br>(都道府県市区郡コード 郵便番号)   |   | 5 支店番号<br>1 本店 4 代理店 9 その他<br>2 支店 5 本所<br>3 出張所 6 支所 |                        |
| 支店名<br>甲 乙<br>漢字で記入して下さい。(漢字・半角漢字は同一マス目に「ガ」「ハ」と記入。個人の場合は氏と名の間に、法人の場合は組織名と名称の間に「マ」を付けて記入して下さい。)               |   | 6 個人番号又は法人番号<br>9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8               |                        |
| 支店名<br>虎ノ門<br>漢字で記入して下さい。(漢字・半角漢字は同一マス目に「ガ」「ハ」と記入。個人の場合は氏と名の間に、法人の場合は組織名と名称の間に「マ」を付けて記入して下さい。)               |   | 7 個人番号又は法人番号<br>9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8               |                        |
| 口座番号又は記号番号(左独で記入)<br>1 2 3 4 5 6 7   |   | 8 個人番号又は法人番号<br>9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8               |                        |
| 住所<br>1 3 0 0 1 0 0 7 3 3 1 - 1 - 1 0 1<br>(都道府県市区郡コード 町丁目コード 小字コード)   |   | 9 個人番号又は法人番号<br>9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8               |                        |
| 郵便番号<br>1 0 0 1 1 1 1 0 3 1 1 1 1 1 1 1 1  |   | 10 個人番号又は法人番号<br>9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8              |                        |
| 氏名又は名称<br>国税 太郎 (国税印)  |   | 氏名又は名称<br>国税 太郎 (国税印)                                 |                        |
| 住所<br>東京都千代田区霞が関 3-1-1-101   |   | 住所<br>東京都千代田区霞が関 3-1-1-101                            |                        |

個人の場合は「1」を記入してください。

還付金を所有者本人が受け取る場合は「1」を記入してください。

自動車検査証返納に伴う解体届出を行う場合、所有者と使用者が同一の者であっても両方共に記名押印してください。  
なお、届出者(使用者)欄について、使用者は押印に代えて署名することができます。

平成 28 年 3 月 31 日  
還付を受けようとする金額  
自動車重量税還付申請書付表 1 のとおり  
軽自動車検査協会 殿  
税務署長 殿  
平成 28 年 4 月 1 日

- 《記入について》**
- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
  - ※ OCR 読取箇所(左記の□□の部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
  - ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
  - ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
  - ※ OCR 読取箇所の住所は、軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられているコード番号一覧表により、該当するコードを記入してください。
  - ※ 住所は、必ず住民票の現住所を記入してください。
  - ※ 個人番号又は法人番号は、申請者のマイナンバー(個人番号)を記入してください。
  - ※ 共同所有者のいずれか一人を代表として還付申請書に記入し、次ページの付表3には還付申請書に記入した者の「共同所有者に関する事項」までを記入し、他の共同所有者について記入します。
  - ※ 振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。



自動車重量税還付申請書 付表3

平成28年4月1日

|              |                |                         |                         |                 |                 |
|--------------|----------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|-----------------|
| 共同所有者に関する事項  | 住所             | 東京都千代田区霞が関<br>3-1-1-101 | 東京都千代田区霞が関<br>3-1-1-101 |                 |                 |
|              | 氏名又は名称及び代表者氏名  | 国税 太郎 ⑧                 | 国税 花子 ⑧                 |                 |                 |
|              | 電話番号           | 03-1111-1111            | 03-1111-1111            |                 |                 |
|              | 受領割合<br>(分数表記) | $\frac{1}{2}$           | $\frac{1}{2}$           | —               | —               |
| 還付される税金の受取場所 | 銀行名等           | 預金庫・組合<br>農協・漁協         | 乙西 預金庫・組合<br>農協・漁協      | 預金庫・組合<br>農協・漁協 | 預金庫・組合<br>農協・漁協 |
|              | 支店名等           | 本店・支店<br>本所・支所          | 霞が関 本店・支店<br>本所・支所      | 本店・支店<br>本所・支所  | 本店・支店<br>本所・支所  |
|              | 預金の種類          | 預金                      | 普通 預金                   | 預金              | 預金              |
|              | 口座番号           |                         | 7654321                 |                 |                 |
|              | 郵便貯金の<br>記号番号  | -                       | -                       | -               | -               |
|              | 郵便局名           | 郵便局                     | 郵便局                     | 郵便局             | 郵便局             |

- 注意
- この付表は、共同所有している自動車に係る還付申請の場合に必要な事項を記載の上、申請書と一緒に提出してください。
  - 還付金の受領権限を委任する場合は、「共同所有者に関する事項」までを記載し、別途、還付金の受領権限を委任する旨の委任状を添付してください。
  - 還付される税金の受取に当たって、銀行等の預金口座に振込みを希望する場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、郵便貯金の口座への振込みを希望する場合は、郵便貯金口座の記号番号を、郵便局窓口での受け取りを希望する場合は受け取りに便利な郵便局名を記載してください。

※整理欄 照会番号

※整理欄については記入不要です。

**【軽自動車の場合】⑤ 申請依頼書及び委任状の記入例**

《代理人が還付申請を行う場合に必要となる申請依頼書》

申請権限の依頼書は、返納届・解体の届出を共に行う場合、使用者と所有者の両名の記名押印が必要となります（同一の者の場合であっても同様です。）。

申 請 依 頼 書

私は、今般 氏名 申請 一郎  
住所 東京都港区虎ノ門1-1-1 を代理人と定め、下記検査対象軽自動車の

- |   |   |
|---|---|
| 1. 返納届及び解体の届出<br>2. 解体の届出<br>③. 返納届・解体の届出及び自動車重量税還付申請<br>4. 解体の届出及び自動車重量税還付申請 | } |
|---|---|

に関する手続きを委託します。

記

| 車 両 番 号   | 車 台 番 号     |
|-----------|-------------|
| 品川50あ1234 | XY1-1234567 |

平成28年4月1日

届出者(使用者)

(フリガナ) コクゼイ タロウ

氏名又は名称 国税 太郎

住 所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101住

届出者/申請者(所有者)

(フリガナ) コクゼイ タロウ

氏名又は名称 国税 太郎

所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

《代理人が還付金を受領する場合に必要な委任状》

委 任 状

受任者 氏名 代理 二郎  
住所 東京都港区虎ノ門2-2-2

還付金の受領権限の委任状は、必ず使用済自動車の所有者の方が手書きで記入してください。全文をワープロなどで作成されたものは、還付金の受領権限の委任状として認められませんのでご注意ください。

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

| 車 両 番 号   | 車 台 番 号     |
|-----------|-------------|
| 品川50あ1234 | XY1-1234567 |

平成28年4月1日

委任者(使用済自動車の所有者)

(フリガナ) コクゼイ タロウ

氏名又は名称 国税 太郎

住 所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

- 御 注 意
- ① 委任状は、委任者が自署・押印してください。
  - ② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

**【共通】① 還付申請書のOCR読取箇所に氏名などが記入しきれない場合の記入例**

会社名が、「株式会社国税自動車販売システムサービスジャパン」の場合。

**【登録自動車の場合の記入例】**

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 永久抹消登録申請書 <input type="checkbox"/> 解体届出書 <input type="checkbox"/> 自動車重量税還付申請書                                       |                  | 第3号様式の3   |
| ①業務種別    ⑨出張    ⑩処理    ⑪制限解除    ⑫重量税還付申請の有無    ⑬自動車登録番号<br>7 解体届出 (解体)    1 訂正    2 復元    1 全解除    3 担当職員    0 なし    品川    57    る    1234              | ⑭車台番号<br>1234567 |   |
| 自動車重量税還付申請欄(自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入して下さい)   |                  | ⑮移動報告番号<br>123456789123                                 |
| ⑩氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の間は1マスあけて記入して下さい)<br>フリガナを記入して下さい(カタカナで記入、氏名を記入する場合は氏名の間は1マスあけて記入、濁点・半濁点は同一マス目に「ガ」「バ」と記入)<br>カブシキガイシャ    コクゼイジドウシヤハンバイシステムサービスジャパン |                  | カナ補完区分<br>1 補完有   |
| 漢字で記入して下さい(氏名を記入する場合は氏名の間は1マスあけて記入、濁点・半濁点は同一マス目に「ガ」「バ」と記入)<br>株式会社    国税自動車販売システムサービスジャ   |                  | 漢字補完区分<br>1 補完有<br>2 外字有<br>3 補完 外字有<br>住所補完区分<br>1 補完有 |
| ⑬住所    住所コードで記入して下さい<br>130010073    3    1-1-101   | ⑭郵便番号    ⑮電話番号   |   |

還付申請書のOCR読取箇所に記入しきれなかった部分を付表2に記入した場合には「1」補完有としてください。

**自動車重量税還付申請書 付表2**

(氏名又は名称のオーバーフロー、住所コードの設定のない場合用)

|  |  |                                    |
|--|--|------------------------------------|
| 自動車登録番号(還付申請書の自動車登録番号を記入して下さい。)<br>品川    57    る    1234   |  | 還付申請書のOCR読取箇所に記入しきれなかった部分以降を記入します。 |
| 申請者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。)<br>カタカナで記入して下さい。<br>フリガナ    _____<br>漢字    パン  |  |                                    |
| 申請者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)<br>住所    _____   |  |                                    |
| 代理受領者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。)<br>カタカナで記入して下さい。<br>フリガナ    _____<br>漢字    _____<br>代理受領者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)<br>住所    _____ |  |                                    |

**《記入について》**

※ 軽自動車の場合についても各項目の記入は同じです。

**【共通】② 住所や所在地等が住所コード表に無い場合の記入例**

住所が、東京都千代田区新町3丁目1番1号で「東京都千代田区」までが住所コードにあり、「新町」以降が住所コードに無い場合。

**【登録自動車の場合の記入例】**

東京都千代田区までの住所コードを記入してください。

**自動車重量税還付申請書 付表2**  
(氏名又は名称のオーバーフロー、住所コードの設定のない場合用)

住所がコード表に該当がなく、付表2に該当のない部分を記入した場合は、「1」補完有としてください。

自動車登録番号(還付申請書の自動車登録番号を記入して下さい。)

品川 57 る 1234

---

申請者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。)

フリガナ

漢字

申請者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)

住所 新町3丁目1番1号

---

代理受領者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。)

フリガナ

漢字

代理受領者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)

住所

**《記入について》**

- ※ 軽自動車の場合についても各項目の記入は同じです。
- ※ 登録自動車の場合で住所が運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている「住所コードブック」に該当がない場合は、還付申請書に該当する部分(県や市)までのコード番号を記入するとともに、町村コード欄が空欄となる場合には町村コード欄に「0(ゼロ)」を記入し、該当のない部分以降を付表2に記入して還付申請書と併せて提出してください。
- ※ 軽自動車の場合で住所が軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられている「コード番号一覧表」に該当がない場合は、還付申請書に該当する都道府県コード番号のみを記入するとともに、市区郡コード欄、町村コード欄及び小字コード欄に「0(ゼロ)」を記入し、都道府県以外の住所を付表2に記入して還付申請書と併せて提出してください。

**【共通】③ 郵便局窓口で還付金の受取りを希望する場合の記入例**

受取郵便局名：虎ノ門中央郵便局

**【登録自動車の場合の記入例】**

郵便局の場合は「0」を記入します。

|  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ①金融機関名称 (右の金融機関種別に該当がない場合は、金融機関種別を「9 その他」とし、金融機関名称欄に種別まで記入)<br>虎ノ門中央 |  |  |  |  |   |  |  |  |  | ④金融機関種別<br>0 郵便局 3 信用組合 6 農業協同組合 9 その他<br>1 銀行 4 労働金庫 7 信用漁業協同組合連合会<br>2 信用金庫 5 信用農業協同組合連合会 8 漁業協同組合 |  |  |  |
| ②支店名 (右の支店種別に該当がない場合は、支店種別を「9 その他」とし、支店名称欄に種別まで記入)                   |  |  |  |  |   |  |  |  |  | ⑤支店種別<br>1 本店 3 出張所 5 本所 9 その他<br>2 支店 4 代理店 6 支所  |  |  |  |
| ③口座番号又は記号番号  |  |  |  |  | ⑥口座種類<br>1 普通預金 3 納税準備預金 5 別段預金 9 その他<br>2 当座預金 4 通知預金 6 貯蓄預金 |  |  |  |  | ⑦個人番号又は法人番号 確認区分   |  |  |  |

《記入について》

※ 軽自動車の場合についても各項目の記入は同じです。

**【共通】④ 郵便貯金の口座へ還付金の振込みを希望する場合の記入例**

郵便貯金総合通帳  
記号：1 2 3 4 0  
番号：1 2 3 4 5 6 7 1

**【登録自動車の場合の記入例】**

郵便局の場合は「0」を記入します。

|   |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ①金融機関名称 (右の金融機関種別に該当がない場合は、金融機関種別を「9 その他」とし、金融機関名称欄に種別まで記入) |  |  |  |  |   |  |  |  |  | ④金融機関種別<br>0 郵便局 3 信用組合 6 農業協同組合 9 その他<br>1 銀行 4 労働金庫 7 信用漁業協同組合連合会<br>2 信用金庫 5 信用農業協同組合連合会 8 漁業協同組合 |  |  |  |
| ②支店名 (右の支店種別に該当がない場合は、支店種別を「9 その他」とし、支店名称欄に種別まで記入)          |  |  |  |  |   |  |  |  |  | ⑤支店種別<br>1 本店 3 出張所 5 本所 9 その他<br>2 支店 4 代理店 6 支所  |  |  |  |
| ③口座番号又は記号番号<br>1 2 3 4 0 1 2 3 4 5 6 7 1                    |  |  |  |  | ⑥口座種類<br>1 普通預金 3 納税準備預金 5 別段預金 9 その他<br>2 当座預金 4 通知預金 6 貯蓄預金 |  |  |  |  | ⑦個人番号又は法人番号 確認区分   |  |  |  |

記号部分 (5桁)      番号部分 (2～8桁)

《記入について》

- ※ 軽自動車の場合についても各項目の記入は同じです。
- ※ 郵便貯金の記号は5桁ですが、番号は2桁から8桁までありますので、記号と番号をつなげた7桁から13桁を左詰めで記入してください(「記号」の5桁以降(通帳再発行時に表示される「-2」など枝番)は、記入しないでください。
  - ・ 郵便貯金総合通帳の口座以外には、振込みできません。
  - ・ 平成21年1月から開始した他の金融機関との振込用の「店名(店番)」「口座番号」では振込みできません。
- ※ 使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります(代理人が還付金の受領権限を委任された場合はその代理人名義の口座となります)。

## 【共通】⑤ 交付される自動車重量税還付申請書付表1について

3ページの記入例による還付申請書を提出した際に受付窓口から交付される還付申請書付表1は、次のようになります。

(申請者用)

### 自動車重量税還付申請書付表1

平成28年 4月 1日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

|                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| ○自動車登録番号 品川57る1234         | ○車台番号 AB1-1234567 |
| ○還付を受けようとする金額 6,150円 ※     |                   |
| ○申請者 氏名又は名称 コクゼイ タロウ       |                   |
| 郵便番号 100-1111              |                   |
| 住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101     |                   |
| 電話番号 03-1111-1111          |                   |
| ○振込先口座 金融機関名・支店名 甲乙銀行虎ノ門支店 |                   |
| 口座種類 普通預金                  |                   |
| 口座番号 1234567               |                   |

これらの事項について十分に確認してください。

※ 還付を受けようとする金額の計算方法  
 納付された自動車重量税相当額 × 確定日（租税特別措置法施行令第五十一条の二第三項）の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日までの月数（一月未満切捨て） ÷ 自動車検査証の有効期間の月数 = 24,600円 × 6月 ÷ 24月  
 （参考） 納付された自動車重量税額 24,600円、自動車検査証の有効期間の月数 24ヶ月、  
 確定日 平成28年 3月 31日、自動車検査証の有効期間の満了日 平成28年 9月30日

《お知らせ》後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

上記還付申請書付表1は、あらかじめ記載するものではなく還付申請書を提出することによって、受付窓口において交付されます。付表1には還付申請内容に基づいて計算した「還付を受けようとする金額」が計算方法と併せて記載されていますので、内容をその場で確認していただき、誤りが無ければ同内容での申請となります。

なお、交付された付表1は申請内容の控えとなりますので還付金を受け取るまで大切に保管しておいてください。

※ 付表1の記載内容に誤りがある場合には、運輸支局等の窓口に申し出てください。記載内容に不備のある場合には、還付金の支払いが遅れる場合や、還付できない場合がありますので、必ずご確認ください。

### 《 参考 》

還付申請書付表1の「確定日」は、自動車の区分及び道路運送車両法の手続に応じて次のようになります。

| 区 分   | 道路運送車両法の手続              | 確 定 日                        |
|-------|-------------------------|------------------------------|
| 登録自動車 | 永久抹消登録申請                | 永久抹消登録日                      |
|       | 一時抹消登録をしている登録自動車の解体届出   | 「一時抹消登録日」と「報告受領日」のいずれか遅い日    |
| 軽自動車  | 自動車検査証の返納を伴う解体届出        | 自動車検査証の返納日                   |
|       | 自動車検査証の返納をしている軽自動車の解体届出 | 「自動車検査証の返納日」と「報告受領日」のいずれか遅い日 |

※ 報告受領日とは、「使用済自動車を引き取ったことが引取業者から(財)自動車リサイクル促進センターに報告された」ことを国土交通大臣が同センターから報告を受けた日をいいます。通常、引取業者が同センターに報告をした日の翌日になりますが、翌日が土日、祝日、年末年始などの閉庁日となる場合は、その翌日となります。

**【共通】⑥ 番号制度に係る自動車重量税還付申請書の提出について**

《マイナンバー（個人番号）及び法人番号の記入について》

運輸支局又は軽自動車検査協会の事務所へ自動車重量税還付申請書を提出していただく際には、その申請書に個人の方はマイナンバー（個人番号）（12桁）、法人の方は法人番号（13桁）の記入が必要です。

記入場所は、それぞれ以下のとおりとなります。

| 登録自動車  | 軽自動車   |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">マイナンバー(個人番号)は12桁です。</p> | <p style="text-align: center;">法人番号は13桁です。</p> |

《本人確認について》

マイナンバー（個人番号）の提供を受ける際には、運輸支局等において、なりすまし等を防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）をさせていただきますので、申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付をお願いいたします。

**・本人確認について**

本人確認では、①正しい個人番号であることの確認（番号確認）及び②手続を行っている方が個人番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行う必要があります。

本人確認 = 番号確認 + 身元確認

**・本人確認書類について**

マイナンバーカード（個人番号カード）があれば、1枚で本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。なお、マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方は、以下の番号確認書類と身元確認書類が必要となります。

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方は

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p style="text-align: center; background-color: #ff9900; color: white; margin: -10px -10px 10px -10px;"><b>番号確認書類</b></p> <p>《ご本人の個人番号（12桁）を確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通知カード</li> <li>● 住民票の写し</li> </ul> <p style="font-size: small;">（個人番号の記載があるものに限り。）</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">などのうちいずれか1つ</p> | + | <p style="text-align: center; background-color: #008000; color: white; margin: -10px -10px 10px -10px;"><b>身元確認書類</b></p> <p>《記入した個人番号の持ち主であることを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転免許証</li> <li>● 在留カード</li> <li>● パスポート</li> </ul> <p style="text-align: right; font-size: small;">などのうちいずれか1つ</p> |
|--|---|--|

※ 代理人の方が申請書を提出する際は、以下の書類が必要となります。

■ 代理人の方が申請書を提出する場合の本人確認書類

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p style="text-align: center; background-color: #4b0082; color: white; margin: -10px -10px 10px -10px;"><b>代理権の確認</b></p> <p>《代理人が代理権を有していることを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 委任状</li> <li>● 戸籍謄本など</li> </ul> <p style="font-size: small;">（法定代理人である場合）</p> | + | <p style="text-align: center; background-color: #008000; color: white; margin: -10px -10px 10px -10px;"><b>代理人の身元確認書類</b></p> <p>《申請書を提出する者が正しい代理人であることを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転免許証</li> <li>● 在留カード</li> <li>● パスポート</li> </ul> <p style="text-align: right; font-size: small;">などのうちいずれか1つ</p> |
| +  |   | <p style="text-align: center; background-color: #ff9900; color: white; margin: -10px -10px 10px -10px;"><b>本人の番号確認書類</b></p> <p>《申請者の個人番号（12桁）を確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● マイナンバーカード</li> <li>● 通知カード</li> </ul> <p style="text-align: right; font-size: small;">などのうちいずれか1つ</p>                       |

《番号制度に関するお問い合わせについて》

**・社会保障・税番号<マイナンバー>制度の最新情報やお問い合わせについて**

- ・内閣官房「社会保障・税番号<マイナンバー>制度」ホームページ  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・コールセンター 0120-95-0178 平日 9時30分～20時00分  
 土日祝 9時30分～17時30分（年末年始を除く）

【共通】⑦ お問い合わせ先について

《 登録自動車に係る還付申請手続のお問い合わせ先 》 (2016年5月現在)

| 運輸局・運輸支局等       | 電話番号          |
|-----------------|---------------|
| 札幌運輸支局          | 050(5540)2001 |
| 函館運輸支局          | 050(5540)2002 |
| 旭川運輸支局          | 050(5540)2003 |
| 室蘭運輸支局          | 050(5540)2004 |
| 釧路運輸支局          | 050(5540)2005 |
| 帯広運輸支局          | 050(5540)2006 |
| 北見運輸支局          | 050(5540)2007 |
| 青森運輸支局          | 050(5540)2008 |
| 〃 八戸自動車検査登録事務所  | 050(5540)2009 |
| 岩手運輸支局          | 050(5540)2010 |
| 宮城運輸支局          | 050(5540)2011 |
| 秋田運輸支局          | 050(5540)2012 |
| 山形運輸支局          | 050(5540)2013 |
| 〃 庄内自動車検査登録事務所  | 050(5540)2014 |
| 福島運輸支局          | 050(5540)2015 |
| 〃 いわき自動車検査登録事務所 | 050(5540)2016 |
| 茨城運輸支局          | 050(5540)2017 |
| 〃 土浦自動車検査登録事務所  | 050(5540)2018 |
| 栃木運輸支局          | 050(5540)2019 |
| 〃 佐野自動車検査登録事務所  | 050(5540)2020 |
| 群馬運輸支局          | 050(5540)2021 |
| 千葉運輸支局          | 050(5540)2022 |
| 〃 野田自動車検査登録事務所  | 050(5540)2023 |
| 〃 習志野自動車検査登録事務所 | 050(5540)2024 |
| 〃 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 | 050(5540)2025 |
| 埼玉運輸支局          | 050(5540)2026 |
| 〃 熊谷自動車検査登録事務所  | 050(5540)2027 |
| 〃 春日部自動車検査登録事務所 | 050(5540)2028 |
| 〃 所沢自動車検査登録事務所  | 050(5540)2029 |
| 東京運輸支局          | 050(5540)2030 |
| 〃 足立自動車検査登録事務所  | 050(5540)2031 |
| 〃 練馬自動車検査登録事務所  | 050(5540)2032 |
| 〃 多摩自動車検査登録事務所  | 050(5540)2033 |
| 〃 八王子自動車検査登録事務所 | 050(5540)2034 |
| 神奈川運輸支局         | 050(5540)2035 |
| 〃 川崎自動車検査登録事務所  | 050(5540)2036 |
| 〃 相模自動車検査登録事務所  | 050(5540)2037 |
| 〃 湘南自動車検査登録事務所  | 050(5540)2038 |
| 山梨運輸支局          | 050(5540)2039 |
| 新潟運輸支局          | 050(5540)2040 |
| 〃 長岡自動車検査登録事務所  | 050(5540)2041 |
| 長野運輸支局          | 050(5540)2042 |
| 〃 松本自動車検査登録事務所  | 050(5540)2043 |
| 富山運輸支局          | 050(5540)2044 |
| 石川運輸支局          | 050(5540)2045 |

| 運輸局・運輸支局等       | 電話番号          |
|-----------------|---------------|
| 愛知運輸支局          | 050(5540)2046 |
| 〃 西三河自動車検査登録事務所 | 050(5540)2047 |
| 〃 小牧自動車検査登録事務所  | 050(5540)2048 |
| 〃 豊橋自動車検査登録事務所  | 050(5540)2049 |
| 静岡運輸支局          | 050(5540)2050 |
| 〃 沼津自動車検査登録事務所  | 050(5540)2051 |
| 〃 浜松自動車検査登録事務所  | 050(5540)2052 |
| 岐阜運輸支局          | 050(5540)2053 |
| 〃 飛騨自動車検査登録事務所  | 050(5540)2054 |
| 三重運輸支局          | 050(5540)2055 |
| 福井運輸支局          | 050(5540)2057 |
| 大阪運輸支局          | 050(5540)2058 |
| 〃 なにわ自動車検査登録事務所 | 050(5540)2059 |
| 〃 和泉自動車検査登録事務所  | 050(5540)2060 |
| 京都運輸支局          | 050(5540)2061 |
| 奈良運輸支局          | 050(5540)2063 |
| 滋賀運輸支局          | 050(5540)2064 |
| 和歌山運輸支局         | 050(5540)2065 |
| 神戸運輸監理部兵庫陸運部    | 050(5540)2066 |
| 〃 姫路自動車検査登録事務所  | 050(5540)2067 |
| 広島運輸支局          | 050(5540)2068 |
| 〃 福山自動車検査登録事務所  | 050(5540)2069 |
| 鳥取運輸支局          | 050(5540)2070 |
| 島根運輸支局          | 050(5540)2071 |
| 岡山運輸支局          | 050(5540)2072 |
| 山口運輸支局          | 050(5540)2073 |
| 徳島運輸支局          | 050(5540)2074 |
| 香川運輸支局          | 050(5540)2075 |
| 愛媛運輸支局          | 050(5540)2076 |
| 高知運輸支局          | 050(5540)2077 |
| 福岡運輸支局          | 050(5540)2078 |
| 〃 北九州自動車検査登録事務所 | 050(5540)2079 |
| 〃 筑豊自動車検査登録事務所  | 050(5540)2080 |
| 〃 久留米自動車検査登録事務所 | 050(5540)2081 |
| 佐賀運輸支局          | 050(5540)2082 |
| 長崎運輸支局          | 050(5540)2083 |
| 〃 佐世保自動車検査登録事務所 | 050(5540)2084 |
| 〃 厳原自動車検査登録事務所  | 050(5540)2085 |
| 熊本運輸支局          | 050(5540)2086 |
| 大分運輸支局          | 050(5540)2087 |
| 宮崎運輸支局          | 050(5540)2088 |
| 鹿児島運輸支局         | 050(5540)2089 |
| 〃 大島自動車検査登録事務所  | 050(5540)2090 |
| 沖縄総合事務局陸運事務所    | 050(5540)2091 |
| 〃 宮古運輸事務所       | 050(5540)2092 |
| 〃 八重山運輸事務所      | 050(5540)2093 |



《 軽自動車に係る還付申請手続のお問い合わせ先 》 (2016年5月現在)

| 主管事務所・事務所等 | 電話番号          |
|------------|---------------|
| 札幌主管事務所    | 050(3816)1763 |
| 函館事務所      | 050(3816)1764 |
| 旭川事務所      | 050(3816)1765 |
| 室蘭事務所      | 050(3816)1766 |
| 釧路事務所      | 050(3816)1767 |
| 帯広事務所      | 050(3816)1768 |
| 北見事務所      | 050(3816)1769 |
| 宮城主管事務所    | 050(3816)1830 |
| 青森事務所      | 050(3816)1831 |
| 〃 八戸支所     | 050(3816)1832 |
| 岩手事務所      | 050(3816)1833 |
| 秋田事務所      | 050(3816)1834 |
| 山形事務所      | 050(3816)1835 |
| 〃 庄内支所     | 050(3816)1836 |
| 福島事務所      | 050(3816)1837 |
| 〃 いわき支所    | 050(3816)1838 |
| 東京主管事務所    | 050(3816)3100 |
| 〃 練馬支所     | 050(3816)3101 |
| 〃 足立支所     | 050(3816)3102 |
| 〃 八王子支所    | 050(3816)3103 |
| 〃 多摩支所     | 050(3816)3104 |
| 茨城事務所      | 050(3816)3105 |
| 〃 土浦支所     | 050(3816)3106 |
| 栃木事務所      | 050(3816)3107 |
| 〃 佐野支所     | 050(3816)3108 |
| 群馬事務所      | 050(3816)3109 |
| 埼玉事務所      | 050(3816)3110 |
| 〃 所沢支所     | 050(3816)3111 |
| 〃 熊谷支所     | 050(3816)3112 |
| 〃 春日部支所    | 050(3816)3113 |
| 千葉事務所      | 050(3816)3114 |
| 〃 習志野支所    | 050(3816)3115 |
| 〃 袖ヶ浦支所    | 050(3816)3116 |
| 〃 野田支所     | 050(3816)3117 |
| 神奈川事務所     | 050(3816)3118 |
| 〃 湘南支所     | 050(3816)3119 |
| 〃 相模支所     | 050(3816)3120 |
| 山梨事務所      | 050(3816)3121 |
| 新潟主管事務所    | 050(3816)1850 |
| 〃 長岡支所     | 050(3816)1851 |
| 富山事務所      | 050(3816)1852 |
| 石川事務所      | 050(3816)1853 |
| 長野事務所      | 050(3816)1854 |
| 〃 松本支所     | 050(3816)1855 |

| 主管事務所・事務所等 | 電話番号          |
|------------|---------------|
| 愛知主管事務所    | 050(3816)1770 |
| 〃 豊橋支所     | 050(3816)1771 |
| 〃 三河支所     | 050(3816)1772 |
| 〃 小牧支所     | 050(3816)1773 |
| 福井事務所      | 050(3816)1774 |
| 岐阜事務所      | 050(3816)1775 |
| 静岡事務所      | 050(3816)1776 |
| 〃 浜松支所     | 050(3816)1777 |
| 〃 沼津支所     | 050(3816)1778 |
| 三重事務所      | 050(3816)1779 |
| 大阪主管事務所    | 050(3816)1840 |
| 〃 高槻支所     | 050(3816)1841 |
| 〃 和泉支所     | 050(3816)1842 |
| 滋賀事務所      | 050(3816)1843 |
| 京都事務所      | 050(3816)1844 |
| 奈良事務所      | 050(3816)1845 |
| 和歌山事務所     | 050(3816)1846 |
| 兵庫事務所      | 050(3816)1847 |
| 〃 姫路支所     | 050(3816)1848 |
| 広島主管事務所    | 050(3816)3080 |
| 〃 福山支所     | 050(3816)3081 |
| 鳥取事務所      | 050(3816)3082 |
| 島根事務所      | 050(3816)3083 |
| 岡山事務所      | 050(3816)3084 |
| 山口事務所      | 050(3816)3085 |
| 香川主管事務所    | 050(3816)3122 |
| 徳島事務所      | 050(3816)3123 |
| 愛媛事務所      | 050(3816)3124 |
| 高知事務所      | 050(3816)3125 |
| 福岡主管事務所    | 050(3816)1750 |
| 〃 北九州支所    | 050(3816)1751 |
| 〃 久留米支所    | 050(3816)1752 |
| 〃 筑豊支所     | 050(3816)1753 |
| 佐賀事務所      | 050(3816)1754 |
| 長崎事務所      | 050(3816)1755 |
| 〃 佐世保支所    | 050(3816)1756 |
| 〃 厳原分室     | 050(3816)1757 |
| 熊本事務所      | 050(3816)1758 |
| 大分事務所      | 050(3816)1759 |
| 宮崎事務所      | 050(3816)1760 |
| 鹿児島事務所     | 050(3816)1761 |
| 〃 大島分室     | 050(3816)1762 |
| 沖縄事務所      | 050(3816)3126 |
| 〃 宮古分室     | 050(3816)3127 |
| 〃 八重山分室    | 050(3816)3128 |

《 還付制度に関する一般的なお問い合わせ先 》

住所地等を管轄する国税局消費税課にお問い合わせください。

| 国税局     | 管轄都道府県                  | 電話番号             |
|---------|-------------------------|------------------|
| 札幌国税局   | 北海道                     | 011(231)5011(代表) |
| 仙台国税局   | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 | 022(263)1111(代表) |
| 関東信越国税局 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県 | 048(600)3111(代表) |
| 東京国税局   | 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県        | 03(3542)2111(代表) |
| 金沢国税局   | 富山県、石川県、福井県             | 076(231)2131(代表) |
| 名古屋国税局  | 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県         | 052(951)3511(代表) |

| 国税局          | 管轄都道府県                   | 電話番号             |
|--------------|--------------------------|------------------|
| 大阪国税局        | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 | 06(6941)5331(代表) |
| 広島国税局        | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県      | 082(221)9211(代表) |
| 高松国税局        | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県          | 087(831)3111(代表) |
| 福岡国税局        | 福岡県、佐賀県、長崎県              | 092(411)0031(代表) |
| 熊本国税局        | 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県         | 096(354)6171(代表) |
| 沖縄国税事務所(間税課) | 沖縄県                      | 098(867)3101(代表) |